

屋外広告物

許可

変更許可

継続許可

申請

新たに設置する場合は「許可」

表示内容等を変える場合は「変更許可」

許可の更新の場合は「継続許可」

(宛先)

大津市長

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)

申請者

住所

〒520-0000

滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇ビル 本館 3階

ふりがな

おおつ

おおつ

たろう

氏名

株式会社大津

代表取締役

大津 太郎

「許可」は第10条第1項を、

「変更許可」は第16条第1項を、

「継続許可」は第16条第2項を囲んでください

連絡先

電話番号

077-528-2956

メールアドレス

otsu1303@city.otsu.lg.jp

メールアドレスをお持ちでない、または不明であれば記載不要です。

大津市屋外広告物条例

第10条第1項

第16条第1項・第16条第2項

の規定により、次のとおり申請します。

1 屋外広告物の種類

(○)自家用

()非自家用

(案内図板規制 ・ 相互間距離規制 ・ 規制なし)

番号	表示内容	種類	地上高	縦	横	面数	表示面積	個数	備考
1	大津ステーション	屋上	6m	2m	2m	4面	16㎡	1個	
2	ガソリン〇〇円 ハイオク〇〇円 軽油〇〇円 セルフ	野立	10m	1m 1m 1m	2m 2m 2m	2面 2面 2面	12㎡	2個	「セルフ」は危険物の規制に関する規則第28条の2の5第1項
3	スーパータイヤ取扱店	突出	3m	3m	0.5m	2面	3㎡	1個	
4	大津ステーション	壁面	3m	1m	5m	1面	5㎡	2個	
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※広告物が10を超える場合は、広告物一覧表を別紙にて添付してください。

※裏面にも記載事項があります。

2表示期間	年 月 日～ 年 月 日 (年・ 月間)		
3表示場所	大津市 〇〇町〇丁目〇番〇号		
4条例上の地域区分等	()禁止地域 (〇)許可地域 (第1種・第2種・ 第3種) ()景観保全型広告整備地区 ()地区) ()眺望景観保全地域 ()地域) ()指定沿道及び沿線地域 (鉄道・新幹線・指定・高速自動車道) ()風致地区 () ()物群保存地区 ()歴史的風土保存地区 ()歴史的風土特別保存地区		
市ホームページの「MyTown おおつ」で屋外広告物規制図を確認してください			
5建築基準法による工作物の確認	()不要 ()申請済 (〇)当課へ申請後に申請予定 ()未申請	6道路法による道路占用許可	()申請中 ()未申請
7条例第8条第1項第1号(法令の規定により表示する広告物)に該当するか	該当する ・ 該当しない ※該当する場合は、規定されている法律名及び条項を、該当する広告物の備考欄に記入すること。		
8規則第5条(条例第8条第5項に規定する市長が別に定める公共的団体)に該当するか 該当する条項を囲むこと。 第3項に記載の社会福祉事業に該当する場合は、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業名を記入すること。	該当する ・ 該当しない 規則第5条 第1項 ・ 第2項 ・ 第3項 ・ 第4項 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業名 		
9管理者	住所氏名連絡先 〒 520-0000 滋賀県大津市 〇〇町〇丁目〇番△号 株式会社 〇〇広告 広告 太郎 電話番号 077-520-2770 メールアドレス otsu0000@city.otsu.lg.jp	所持する資格 (〇)屋外広告士 ()講習会修了者 ()職業訓練指導員免許所持者 ()技能検定合格者 ()職業訓練修了者 ()資格なし	
10工事施行者	住所氏名連絡先 〒 管理者と同じ	本市における屋外広告業の登録番号 大津市屋外広告登録第 9999 号 登録有効期間 R12年 12月 27日 まで有効	
11前回の許可番号等 新規の許可申請にあつては、記入する必要はあり。	許可番号	大津市指令都都屋 第 号	
	表示期間	年 月 日～ 年 月 日 (年・ 月間)	
年 月 日			
屋 第 号			
広告物を設置する業者は、大津市の屋外広告業の登録を受けている必要があります。本市で登録されている業者はホームページに掲載しています			
変更許可・継続許可の場合は、前回の許可番号及び表示期間を記入してください。			
表示を大津市屋外広告物条例の規定により、別紙のとおり条件を付して許可します。			